



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情

議会議長 片岡 藏人 様

2026 年 7 月 21 日

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F

TEL 029 (301) 0221

陳情代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏 名 井 坂 功 一 印



ほか

73

名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める陳情

陳 情 趣 旨

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の陳情事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、政府への意見書の提出を求めます。